

# 平成 29 年度 滋賀県職業訓練実施計画

## ハロートレーニング ～急がば学べ～

平成 29 年 4 月 1 日

滋 賀 県

滋 賀 労 働 局

### 1 総 説

#### (1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第 4 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）等について、国及び滋賀県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための実施方針、実施規模、推進体制等の重要な事項を定めたものである。

#### (2) 計画期間

計画期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

#### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

### 2 労働市場の動向と課題等

#### (1) 労働市場の動向と課題

平成 28 年度の有効求人倍率（季節調整値）は、1.1 倍台後半から 1.2 倍台で推移しており、雇用情勢は緩やかな改善が進んでいる。

県内の景気動向は、不透明な為替相場の動きや新興国の景気低迷などから一部の業種に伸び悩みの動きもみられるが、回復基調を続けている。

平成 28 年度の新規求人数（原数値）は、滋賀県内の主要産業である製造業をはじめ、医療・福祉、サービス業などの産業を中心に、前年同月を上回る水準で推移し、人手不足感が広がっている。

正社員有効求人倍率は、前年同月を上回る水準で推移し、平成 28 年 10 月には 0.70 倍となり、リーマンショック以降の最高値を更新した。しかしながら、全国平均を下回る状況は続いており、引き続き正社員求人の確保が必要な状況である。

また、新規求職者数（原数値）は、引き続き減少傾向が続いている。

このような状況において、中核となる労働者の職業能力開発が求められるところであり、特に、今後の我が国の社会を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。併せて、ジョブ・カードを活用し、若年者の能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、60 歳を過ぎても多くの高齢者が就業しており、年齢に関わりなくいつまでも働きたいという者も多い状況である。生涯現役社会の実現に向けて、職業能力開発を推進していくことも重要である。

障害者については、実質的な社会参加に向けて、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められている。また、障害者の福祉から一般就労への移行を促

進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の就労ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

母子家庭等支援施策、生活保護制度の対象者や生活困窮者の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

## (2) 平成 28 年度における公的職業訓練をめぐる状況

平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月末現在で、滋賀県内における新規求職者は 58,543 人であり、その内特定求職者に該当する可能性のある者の数は 24,771 人となっている。

○平成 28 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 1,707 人（平成 29 年 2 月末現在）
- ・求職者支援訓練 103 人（平成 29 年 2 月末現在）

○平成 28 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）（平成 29 年 2 月末現在）
  - 施設内訓練 87.5%
  - 委託訓練 71.4%
- ・求職者支援訓練（平成 29 年 2 月末現在）
  - 基礎コース 65.0%
  - 実践コース -%

### 3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

#### (1) 実施方針

離職者を対象とする職業訓練については、平成 29 年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野のほか、産業界のニーズを踏まえた人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が効率的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

#### (2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

##### ① 施設内訓練

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）立滋賀職業能力開発促進センターにおいて、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主に機械系、電気・電子系、居住系などの“ものづくり”分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定の上、職業訓練を実施する。
- ・ 県立高等技術専門校において、機械系、溶接系、電気系、建築系、制御系などの分野において、“ものづくり”の基本となる技能・知識を習得するための職業訓練を実施する。

○施設内訓練（離職者訓練） 平成 29 年度計画 定員 540 人（44 コース）

※障害者向け訓練を除く

	コース数	定員数	備 考
滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	26	360	
機械系	14	180	女性専用科訓練を含む
電気・電子系	8	120	日本版デュアルシステム訓練含む
居住系	4	60	
高等技術専門校（米原校舎） (テクノカレッジ米原)	14	120	
建設系	3	40	
機械系	4	30	
溶接系	2	10	
電気系	4	30	
制御系	1	10	日本版デュアルシステム訓練
高等技術専門校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	4	60	
機械系	1	5	
溶接系	1	15	
塗装系	1	20	
服飾系	1	20	
合 計	44	540	

② 施設外委託訓練

- ・ 滋賀県では、民間教育訓練機関等を活用し、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性、中高年齢者に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練期間等に委託して訓練を行うことで、通所の利便性を図り、訓練の受講機会の確保を図る。
- ・ 平成 29 年度は、「知識等習得コース」、「母子家庭の母等訓練コース」、「資格取得コース」、「定住外国人向け訓練コース」および「委託訓練活用型デュアルシステムコース（座学先行型）」等を設定する。

○施設外委託訓練 平成 29 年度計画 定員 1,407 人（97 コース）

	コース数	定員数	実施地域別内訳 (コース数)			備考
			北部	南部	県全域	
資格取得コース	5	30	1	1	3	
介護福祉士養成科	3	20	1	1	1	平成 28 年度開講コースを含む
保育士養成科	2	10			2	平成 28 年度開講コースを含む
知識等習得コース	92	1,377	39	33	20	
事務系	63	942	28	27	8	母子母等優先型及びデュアル訓練を含む
情報系	1	15			1	
介護・福祉系	12	180	7	4	1	母子母等優先型を含む
サービス系	5	75			5	母子母等優先型を含む
その他	11	165	4	2	5	母子母等優先型及び定住外国人向けコースを含む
合 計	97	1,407	40	34	23	

※南部地域＝大津・草津・高島・甲賀地域

※北部地域＝東近江・湖東・湖北地域

※県全域＝訓練を実施する地域について特に指定の無いもの

### (3) 求職者支援訓練の対象者数等

- 平成 29 年度は、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 300 人程度に訓練機会を提供する。
- 訓練認定規模は 480 人を上限とし、基礎コースと実践コースの割合は次のとおりとする。  
基礎コース（基礎的能力のみを習得する職業訓練）50%程度、  
実践コース（基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練）50%程度
- その際、人材不足分野、成長分野等に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- 実践コースのうち、全国共通分野である介護系、医療事務系の割合は介護系 20%、医療事務系 5%を下限の目安とする。
- 実践コースのうち、介護系分野に限り、以下のとおり地域配分する。  
イ 湖北地域（長浜安定所・彦根安定所） 40%程度  
ロ その他地域 60%程度
- より安定した就職の実現に資するよう滋賀県下各地域の状況に応じて、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することができることとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、滋賀県の認定規模の 10%以内で設定することとする。

○訓練認定規模は以下のとおりとする。

コース別 / 地域別(人)	滋賀県下 全域	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基礎コース	240	90	60	60	30
実践コース	240	105	45	60	30
介護系 (うち湖北地域)	120 (45)	45 (15)	30 (15)	30 (15)	15 (0)
医療事務系	30	15	0	15	0
その他	90	45	15	15	15
合 計	480	195	105	120	60

注 1) 訓練の認定は四半期ごとに認定する。

ロ) 1 コースの定員数は原則 15 人を上限とする。

ハ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

- 実績枠については、訓練受講者の就職実績が良好なものから認定する。
- 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

ニ) 基礎コース、実践コースの各分野で同月、同一地域（ハローワーク管轄単位）の認定申請が複数重なった場合は、開講月、地域の重複を避けるため 1 コースを選定することとし、選定方法はハ)と同様とする。

ホ) 「その他」分野において申請数が募集枠（上限値）に達しない場合は、「介護系」、「医療事務系」分野の設定も可能とする。

ヘ) 介護系の地域配分について、それぞれの地域において設定が行えない場合は、当該上限値を他の地域に振り替えることができるものとする。

ト) 第 3 四半期までに、それぞれのコース及び分野で計画数の認定が上限に満たない場合または中止になった訓練科がある場合は、その余剰分について第 4 四半期において他のコース及び分野での設定ができるものとする。

㊦ 募集期間における1機関（法人、個人単位）が行える申請数については、「基礎コース」は2訓練科までとし、かつ、「実践コース」を含む全体の申請は、同一の訓練開始日につき1訓練科までとする。

- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース：上限値 20%

ロ 実践コース：上限値 20%

	滋賀県下 全域	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
基礎コース	48	12	12	12	12
実践コース	48	12	12	12	12

注 ㊦) 地域ニーズ枠については、認定上限値を新規参入枠の設定上限値の制約から除外し、全て新規参入枠とすることを可能とすること。

㊧) 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のため同一認定単位期間内で新規参入枠へ振り替えることも可能とする。

(4) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

- ・ 機構立施設において、能力開発セミナー（“ものづくり”分野）を実施する。
- ・ 県立施設において、機械、溶接、電気、建築及び制御等の“ものづくり”分野について、基礎から応用までの技能向上セミナーを実施する。
- ・ 機構立施設および県立施設において、事業主自らが雇用する労働者に対して教育訓練について、施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

○在職者訓練 平成 29 年度計画 定員 3,373 人（311 コース）

	コース数	定員数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）	55	597	より専門的な技能・技術の習得を行う
機械系	34	342	
電気・電子系	12	150	
居住系	9	105	
滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	53	989	
機械系	32	569	
電気・電子系	20	400	
居住系	1	20	
高等技術専門学校（米原校舎） （テクノカレッジ米原）	140	1,309	
機械系	41	395	
溶接系	18	118	
電気系	28	272	
建築系	29	290	
制御系	24	234	
高等技術専門学校（草津校舎） （テクノカレッジ草津）	63	478	
機械系	40	316	
溶接系	20	139	
電気系	2	15	
塗装系	1	8	
合 計	311	3,373	

### (5) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

- ・ 滋賀県では、高等学校卒業者等を対象とする普通課程の普通職業訓練は県立施設において、専門課程の高度職業訓練は機構立施設において実施している。
- ・ 県立高等技術専門校において、新規学卒者や学卒未就職者をはじめとする若年層の求職者に技能・知識を習得させることで、就職の促進と雇用の安定を図るとともに、県内産業振興の中核となる人材の育成に努める。
- ・ 機構立近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校において、地域の産業・企業との連携をより一層深め、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成する。

○学卒者訓練 平成 29 年度計画 定員 115 人（6 科）

	定員数	備 考
滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)	65	
機械システム系 生産技術科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間 2 年
住居環境系 住宅環境科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間 2 年
電子情報制御システム系 電子情報技術科	25	高等学校卒業者等対象 訓練期間 2 年
高等技術専門校（米原校舎） (テクノカレッジ米原)	10	
メカトロニクス系 メカトロニクス科	10	高等学校卒業者等対象 訓練期間 2 年
高等技術専門校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	40	
第二種自動車系 自動車整備科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間 2 年
電気・電子系 コンピュータ制御科	20	高等学校卒業者等対象 訓練期間 1 年
合 計	115	

### (6) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・ 滋賀県では、県立施設において知的障害者を対象とした施設内訓練を実施するとともに、民間教育訓練期間等や企業等を活用した、障害者の態様に応じた多様な職業訓練（施設外委託訓練）を実施する。

○障害者訓練 平成 29 年度計画 定員 56 人

	定員数	備 考	
施設内訓練	高等技術専門校（草津校舎） (テクノカレッジ草津)	20	
	総合実務科（販売実務コース・ OA 事務コース）	20	知的障害者対象
施設外委託訓練	高等技術専門校（米原校舎）（拠点校） (テクノカレッジ米原)	36	
	知識・技能習得訓練	30	Off-JT 集合型・個別型訓練
	実践能力習得訓練	4	OJT 職場実習型訓練
	特別支援学校早期訓練	2	OJT 職場実習型訓練



## **4 職業訓練受講者に対する就職支援の充実及び就職率目標**

### **(1) 就職支援の充実**

- ・ ハローワークは、職業訓練希望者に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを積極的に実施し、訓練目標の明確化を図るとともに、適切な訓練コースの選択を支援する。また、職業訓練受講開始後においては求職者担当制によるきめ細かな職業相談、職業紹介などの就職支援を行う。
- ・ 訓練実施機関等においては、職業訓練受講期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなどの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、ハローワークと連携し、求人情報の提供など就職に向けた支援を行う。
- ・ ハローワーク、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求人の確保等に努めるとともに、職業訓練受講生を対象とした求人説明会や就職面接会（管理選考）を開催するなどマッチングの強化を図る。
- ・ ハローワークは、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関と連携し、職業訓練終了後も未就職となっている者を早期に把握し就職支援に努める。

### **(2) 就職率目標**

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）受講者の就職率については、機構立施設内訓練 80%、県立施設内訓練 85%、施設外委託訓練 80%を目指す。
- ・ 求職者支援訓練受講者の就職率は、基礎コース 55%、実践コース 60%を目指す。（就職は雇用保険適用就職とする。）

## **5 関係機関の連携と推進体制等**

- ・ 滋賀県地域訓練協議会を開催し、関係機関の連携・協力の下に、地域における求職者の動向や産業界の訓練ニーズに応えた実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策について企画・検討を行う。

さらに、当協議会の下、実務者レベルのワーキング・チームによる部会を定期的に開催し、本計画に基づく具体的実施方策、連携方策の検討や計画の進捗状況の管理等を行う。

- ・ 労働局、ハローワーク担当者と訓練実施機関との意見交換の場を設け、求職者の動向や訓練ニーズ等についての情報交換を行う。
- ・ 平成 28 年度から新たに実施している地域レベルのコンソーシアム事業による職業訓練コース（総務経理実務科・しが観光おもてなし科）の実施結果を踏まえ、モデルカリキュラムの取りまとめを行う。

加えて、在職者向け訓練コースの開発についても地域レベルのコンソーシアムにおいて協議する。

- ・ 本計画に基づき、滋賀労働局、滋賀県、機構滋賀支部、訓練実施機関等が一体となり、求職者に対する定期的な訓練説明会の開催や各機関のホームページ、新聞広告等のマスメディアを活用し、幅広く情報発信を行うことにより受講者の確保に努める。

また、平成 28 年 11 月に決定された公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ“ハロートレーニング～急がば学べ～”を用いて、職業能力開発に関する興味・関心を高め、親しみやすいイメージのアピールに努める。